

商品内容

リフォームローン(一般型A)

(2024年6月1日現在)

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ご利用いただく J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。なお、農業者以外の自営業者の方は営業年数が 3 年以上の方。○借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、 J A が所在を確認できる範囲内のものとします。（住宅関連設備の例）<ul style="list-style-type: none">①門、塀、車庫、物置。②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。⑥太陽光発電システム。⑦耐震改修工事費。⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。⑩その他住宅本体以外のもの。○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンの借換は対象外とします。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○据置期間を含み 1 年以上 15 年以内とします。○据置期間は、ご融資日から 7 か月後までの範囲内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。○また、空き家解体資金の場合、借入期間は 1 年以上 10 年以内とします。

借入利率	<p>○固定金利、年 1.45%です。</p> <p>○太陽光発電システム・蓄電池のご購入者は、固定金利、年 1.15%です。</p>																														
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>																														
担保	○不要です。																														
保証人	○J Aが指定する保証機関(岐阜県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																														
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>保証料率は、年 0.50%です。</p>																														
団体信用生命共済（保険）	<p>○借入期間が 10 年を超える場合は、J A所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。</p> <p>なお、共済（保険）掛金は J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="491 972 1348 1464"> <thead> <tr> <th colspan="2">団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>借入期間が 10 年以内の場合</td> <td></td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団体信用生命共済（連生）</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>J A所定利率</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名		加算利率	団体信用生命共済（特約なし）		なし	借入期間が 10 年以内の場合		J A所定利率	長期継続入院特約付団体信用生命共済		J A所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		J A所定利率	団体信用生命共済（連生）		J A所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）		J A所定利率	がん保障特約付団体信用生命保険		J A所定利率	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）		J A所定利率	団体信用生命保険（ワイド）		J A所定利率
団体信用生命共済（保険）名		加算利率																													
団体信用生命共済（特約なし）		なし																													
借入期間が 10 年以内の場合		J A所定利率																													
長期継続入院特約付団体信用生命共済		J A所定利率																													
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		J A所定利率																													
団体信用生命共済（連生）		J A所定利率																													
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）		J A所定利率																													
がん保障特約付団体信用生命保険		J A所定利率																													
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）		J A所定利率																													
団体信用生命保険（ワイド）		J A所定利率																													
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。</p> <p>ご利用にあたっては借入利率に J A所定の利率が加算されます。</p> <p>※詳しくはお近くの J A窓口までお問い合わせください。</p>																														
手数料	<p>○ご融資の際、J A所定の事務手数料が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A所定の事務手数料が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は J A所定の条件変更手数料が必要です。</p> <p>※詳しくはお近くの J A窓口までお問い合わせください。</p>																														

その他	<ul style="list-style-type: none">○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関（岐阜県農業信用基金協会）の審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、J A所定の電子契約サービス手数料が必要となります。○ご返済額の試算等については、J A窓口までお問い合わせください。○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
-----	---